

基安計発 0404 第 1 号
基安安発 0404 第 1 号
基安労発 0404 第 1 号
基安化発 0404 第 1 号
令和 6 年 4 月 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計 画 課 長
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

標記については、「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」(令和3年1月25日付け基安安発0125第2号・基安労発0125第1号・基安化発0125第1号。以下「eラーニング通達」という。)により、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「eラーニング等」という。)を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところである。

今般、個人ばく露測定講習規程(令和6年厚生労働省告示第93号)が令和6年3月18日に告示されたことに伴い、当該規程に定める個人ばく露測定講習についても、eラーニング等により講習を実施することができることとするため、eラーニング通達を下記のとおり改正するので、事業者及び安全衛生教育並びに研修の実施機関等に周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、改正後のeラーニング通達は、別添で示すとおりである。

記

1 改正の趣旨

個人ばく露測定講習規程により、個人ばく露測定講習の講習科目等が規定されたところであるが、当該講習に対してもeラーニング等に基づき講習を実施できることとするため、別表に個人ばく露測定講習を追加するとともに、所要の改正を行ったものである。

2 eラーニング通達の一部改正

- ・別表の試験免除講習（ 17 ）の行の次に別紙の行を加える。
- ・（ 17 ）の次に以下を加える。

（ 18 ）有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号）の施行に伴い、並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の4第2項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条の3の4第2項、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の3の4第2項、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の44の19第1項第2号及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第26条の3の4第2項の規定による講習
- ・（ 30 ）の次に以下を加える。

（ 32 ）個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）
- ・（ 18 ）を（ 19 ）に、（ 19 ）を（ 20 ）に、（ 20 ）を（ 21 ）に、（ 21 ）を（ 22 ）に、（ 22 ）を（ 23 ）に、（ 23 ）を（ 24 ）に、（ 24 ）を（ 25 ）に、（ 25 ）を（ 26 ）に、（ 26 ）を（ 27 ）に、（ 27 ）を（ 28 ）に、（ 28 ）を（ 29 ）に、（ 29 ）を（ 30 ）に、（ 30 ）を（ 31 ）に、（ 31 ）を（ 33 ）に改める。

個人 ばく 露測 定講 習(18)	講習範 囲が、告 示(32)第1 条に定 める範 囲を満 たすこ と	講習時間 が、告示 (32)第 1条に定 める時間 以上であ ることが 担保でき ること	講師については、登録省令 第1条の2の44条の19第 1項第3号の表の講習科目 の欄に掲げる講習科目に応 じ、それぞれ同表の条件の 欄に掲げる条件のいずれか に適合する知識経験を有す ることが確認できるととも に、動画作成者・監修者に ついて十分な知識又は経 験を有することが確認でき ること	実技講 習につい て講師と 同一場所 で対面 により実施 している こと	修了試験に ついて登録 個人ばく露 測定講習機 関の監視者 と同一場所 で対面によ り実施する こと	登録個人ばく露測定 講習機関が設定した 会場に集合して実施 することにより、登 録省令第1条の2の 44条の19第1項第 4号に規定する個人 ばく露測定講習の業 務を管理する者が個 人ばく露測定講習の 実施状況を把握する ことができること	受講者か らの質問 があった 際に、講 師が講義 中に適切 に応答で きるよう 双方向性 が確保さ れている こと	会場ごとに 50人以内の 受講者とし ていること		
-------------------------------	---	--	---	---	--	--	--	-----------------------------------	--	--